

## タイの難民政策

—ビルマ（ミャンマー）難民への対応から—

## Thai Policy towards Burmese Refugees

久保 忠行

KUBO Tadayuki

This paper examines Thai government policy toward Burmese refugees from the perspective of Thailand's national security and bilateral relationship between Thailand and Burma. Thailand has been one of the biggest refugees' host countries in Southeast Asia since the end of the Second World War. But the Thai government has not signed the United Nations Convention on Refugees (1951) or its companion Protocol (1967). Thai law has no "refugee" classification and Thais call refugees "displaced persons", treating them as illegal migrants according to the Immigration Act (1979). Nevertheless, the Thai government has been accepting displaced persons as *de facto* refugees. This paper reviews Thai refugee policy towards refugees from Burma in three phases: "early phase (1970s-1988)"; "middle phase (1988-around 2002)"; and "terminal phase (around 2002-present)".

## 1. はじめに

本稿の目的は、タイの対ビルマ外交と国家の安全保障を検討することで、タイ国内のビルマ難民政策の変遷を考察することである。

20世紀は難民の世紀とも言われる。世界各地で多数の難民が発生し、今や国内避難民も含めると世界の全人口のうち136人に一人が難民といわれるほどである。難民に対処する法的根拠の一つが難民の地位に関する条約（以下、難民条約と表記）である<sup>1)</sup>。同条約は、難民の「地位」に関する条約であるように、当初から難民の保護を謳ったものではなかった。この条約は冷戦下、東側から逃れてくる脱出者を保護することに国際的正当性を与え、共産主義体制の劣位性を浮き彫りにすることを目的につくられた条約でもある〔阿部

1998: 82〕。しかし冷戦終結後、難民条約の前提は崩れ、旧ソ連、東欧諸国で武力紛争が頻発、また難民の大部分がアジア・アフリカ地域で発生するようになり、難民問題は新たな局面を迎えている。

そこで、今日的な難民問題に対処するため「人間の安全保障 (human security)」という考え方に基づいた任務の遂行が謳われるようになった。「人間の安全保障」とは、これまでの「国家の安全保障 (national security)」ではなく、一人ひとりの人間の尊厳を保障するという考えに立脚した概念である。「人間の安全保障」概念は、そもそも開発に関わる問題に対応するため生まれ、経済、食糧、健康面、環境、個人、地域社会、政治の七つの領域をカバーする幅広い概念である〔国連開発計画 1994: 24-25〕。

しかし「人間の安全保障」概念も、第三世界に固有の状況を最大限に配慮するものではない。そこで問題となるのは、先進国に波及する insecurity である。Suhrke が指摘するように、難民を対象にする際、human security の human が誰を指し、誰にとっての security なのか判然としない。つまり、難民が insecurity に直面する一方で、難民の流入そのものが、難民を受け入れる側にとって insecurity であることもあり、人間の安全保障は人間の非安全保障と表裏一体である。つまり、「人間の安全保障」は「国家の安全保障」と相反しさえするかもしれないのである [Suhrke 2003 : 103-107]。

難民の流出と流入が「問題」となるのは、流出や流入という言葉それ自体が、恣意的に引かれた国境線の存在を示唆しているように、人の移動が国家の安全保障にかかわる懸案事項 (insecurity) としてたちあらわれてくるときである。

よって、今日的な難民問題を考察するための最初のステップとして、本稿では難民を抱える国家の安全保障の文脈から難民政策について検討する。タイは、難民条約を批准していないにもかかわらず歴史的に多くの難民を受け入れてきた国家の一つである。それ故、国家独自の難民に対する態度を考察するための格好の事例となる。また難民の受入国が、いかに難民を扱うかは、受入国と流出国の関係を映す鏡でもある。そこで本稿では、タイの対ビルマ外交の観点から、難民への対処を決定づける因果関係について検討する。

ところで、そもそも難民とは誰なのか。不法に越境した者が到着した先が建設現場なら不法労働者（もしくは経済移民）と呼ばれ、難民キャンプに到着すれば難民とよばれるように、難民と不法

滞在者、あるいは難民と経済移民はそれほど明確に区別できるものではない。いわゆる不法滞在者や経済移民も含めた人々を広義の「難民」として捉えるならば、さしあたりタイで暮らす「難民」は、大きく三つに分けることができるだろう。

一つ目は、都市部や町で生活する難民 (town refugees) である。彼らは、所定の手続きを経ていれば庇護申請者とも呼ばれるが、そうでない場合は、国籍や身分証明書を持たない不法滞在者とされ、強制送還の対象となる。例えばメーソットなどで生活するオーバーステイの人々や不法に国境を越えてきた人々は、この部類に含むことができる。二つ目は、無国籍者で、流出国の国民とされず、受入国の対応次第で行き場を失う人々である。無国籍者が、難民、不法移民あるいは経済移民のいずれとされるかは、ケースバイケースである。無国籍者の代表的な例として、ビルマからタイ南部へ漂流してきたロヒンギャー民族が挙げられる。ロヒンギャー民族は、「経済移民」として保護の対象とされず、タイ海軍によって追放された。三つ目が難民キャンプで暮らすキャンプ難民である。このように広義に「難民」を捉えると対象にはかなりの広がりが生じる。

本稿で対象とするビルマ難民は、タイ西部国境で現在難民キャンプ生活を送る難民（おもにカレン、カレンニー、モン難民）に限定する。その理由は、都市や町で暮らす難民や無国籍者は、実態把握が困難であるだけでなく、該当者はその存在が発覚してから比較的短期間のうちに送還される。これに対しキャンプ難民は、同様に送還を前提としているものの、長期間にわたって「保護」の対象となっている点に特徴がある。この点において、他の「難民」とは対応が決定的に異なる。

いかなる観点からキャンプ難民を「保護」するのかを考察することで、国家の難民に対する政策的な意図をより明確に捉えることができるからである<sup>2)</sup>。

## 2. タイでの難民の位置づけ

タイ政府は、難民の地位に関する条約(1951年)と、難民の地位に関する議定書(1967年)(以下、両者をあわせて難民条約と表記する)を批准していない。また、難民に関する法律もない。代わりに難民を扱う法律は、移民法である<sup>3)</sup>。

移民法(第12条)によれば、タイ国内に入国を禁止されているのは、1. パスポートなどの身分証、査証を保持せず、2. 入国後の生活支援の手段をもち、3. 予防接種を受けておらず、4. 王国の社会、平和、安全の脅威となりうる者とされている。避難民は入国時から必然的に不法滞在者とされる。このため、法的にはタイ当局は、同法54条に基づき入国した者を独自の裁量で送還することも可能である。また81条に基づき、不法移民には最大2年間の懲役と最大2万バーツの罰金を科すことが可能である。また63条に基づき不法入国を幫助した者は、最大10年間の懲役と10万バーツまでの罰金が科せられる。脱獄者には、72条に基づき、最大2年間、2万バーツまでの罰金が科せられる [Vitit 1982 : 11 ; Lang 2002 : 92-93 ; 小泉 2005 : 203-204]。

タイ政府は、条約批准国では難民と扱われるであろう該当者を、「難民 (*puu lii pay tang prateet*)」ではなく、「避難民」として扱っている。英語ではrefugeeではなく *displaced persons* と呼ばれ、タイ語ではこれらの避難民は通称で *puu*

*opayop* と呼ばれる。同様に難民収容所は、難民キャンプではなく、「移り住む者の場、避難所 (*suun opayop*)」あるいは「戦争から逃げてきた人の一時避難所 (*puun thii pakping chuakraaw puu nii pay kaan suun*)」と呼ばれる。

Vitit によれば、公式に避難民としての *Opayop* は、「暴動、戦闘、戦争による危険から避難し、移民法を破りタイ王国に入国した者」と定義されている [Vitit 1982 : 8]。タイ政府は、条約を批准せず、難民という用語を使用しないことで、難民を受け入れる国際的な義務や、ノンルフールマン原則(難民を強制送還しない)に拘束されず、独自の裁量で難民を扱うことを可能にしている。事実上、多くの難民を受け入れてきたタイ政府は、難民という用語を使用することを避け、また条約上の義務の遂行を回避することで、難民の呼び水となることを技術的に回避できることにもなる。

そのなかで「保護」の対象となる避難民は、次の二つのカテゴリーに分類されている。一つ目は、「1975年以前に入国した者」である。これには1950年以降、ビルマを経由して入国した中国人と、50年代のビルマでの内戦により越境してきたカレンなどのビルマ難民、ベトナム戦争から逃れてきたベトナム人が含まれている。二つ目は、「1975年以降に入国した者」である。これらは、南ベトナム陥落後の難民を指す [Vitit 1982 : 6-7]。タイ政府は難民条約を批准していないが、規模の大きさと負担の増加から、1975年7月インドシナ難民の受け入れにあたり国連難民高等弁務官事務所に支援を要請した。また同年には、海外NGOの支援調整機関であるタイ一時避難民サービス調整委員会 (Committee for Coordination of Services to Displaced Persons : CCSDPT) が組織された

[Long 1993 : 45]。CCSDPT は、現在のビルマ難民支援にもあたっている。

「保護」された避難民は、国際社会からの支援を受けつつ、事実上の難民として、難民キャンプ（タイ政府の用語に従えば一時避難所）で生活を送る。難民キャンプでは、難民の地位に関する条約（1951年）の22条の「教育の権利」に謳われているような、避難民への教育が提供されている。また過去には、同条約34条の「帰化」に謳われているように、中国からの避難民にはタイ国籍が与えられている。避難民が「帰化」するのは極めて例外的であり、難民キャンプで暮らす難民は、あくまで帰還を前提として収容されている。難民を「保護」するものの、タイの難民政策の基本的な性格は、「タイに滞在する難民数を減らすこと」にある [Sutter 1990 : 101]。

タイ政府が難民条約を批准せず、独自の裁量で難民を扱うことは、政府が難民（避難民）と呼ばれる人々の個人的な安全よりも、国家の裁量権を優先していることを示している。その方針は、難民の帰還を前提としたものである。しかし事実上、難民条約が定めている内容を国内の難民（避難民）に実施し、難民を「保護」している。次章では、タイの安全保障をめぐる対外政策の文脈から難民「保護」の動機を分析する。

### 3. インドシナ難民への対応

タイ政府が初めて多くの難民「保護」を実施したのが、インドシナ難民の流入以降である。タイのインドシナ難民への対応は、「入国阻止」→「受入」→「条件付きの受入」→「帰還促進」という変遷をたどり、状況に応じて振れる [小泉 2005 :

236]。この政策の振れと、その時々状況にはどのような因果関係があるのだろうか。

1975年以降、共産圏となったラオス、ベトナム、カンボジアからタイへ流れてきた難民は、タイにとって安全保障上の脅威とされた。このためタイ政府は、できるだけ難民を追い返す「入国阻止」の方針をとる。しかし、難民を追い返すことに対する国際社会からの非難に加え、79年にベトナムがカンボジアを侵攻し、反ベトナム3派（ボルボト派 [クメール・ルーージュ]、シアヌーク派、ソンサン派）がタイ国境地帯へと追いやられたことを受けて「受入」へと方針を転換する。この方針転換は、クメール・ルーージュをベトナム拡張主義に対抗するための軍事力として利用する国防上の戦略によるものである。タイ政府は、ベトナムを共通の敵とする認識のもと、中国と米国の支援を受けながら、クメール・ルーージュに聖域を与えた。

タイのカンボジア難民の警備にあたったのが、国境警備隊のタスク・フォース80部隊である。タスク・フォース80部隊は、難民キャンプへの物資の運搬を担いクメール・ルーージュを支援していた [Ball 2004 : 31]。難民として越境してくるものの多くが戦闘員であり、難民キャンプは「軍事化」していた。難民は軍事力として、ベトナム勢力に対する「緩衝材」あるいは「人間の盾」として利用された<sup>4)</sup>。このように79年の段階では、「受入」の方針がとられ、帰還するまでの間という条件のもと、難民を比較的寛容に受け入れてきた。

しかし、次第に増加する難民を受け入れることの負担と、戦火が拡大しタイ市民をも巻き込んでいったことから、次第にタイの難民政策は、「条件付きの受入」へと変化する。その条件は、原則として新規難民の受け入れを拒否し、最低限の支援

のみを提供し、閉鎖された収容所に居住させる「キャンプ化」による受け入れである。また対外的なもう一つの条件として、タイが難民を受け入れる負担を他国と分担することが挙げられる。負担を分担する方策の一つが、難民の第三国定住である。「条件付きの受入」期は、米国をはじめとする西側諸国への定住により、難民問題の解決が図られることになった。西側諸国の難民の受け入れは、そのまま共産主義を批判するための政治的道具ともなったからである。

その後、1989年ベトナム軍がカンボジアから撤退するに伴い「条件付きの受入」から「帰還推進」へと移行し、現在に至る。

このように、タイ政府がインドシナ難民、とりわけカンボジア難民を「保護」した背景には、ベトナム覇権がタイへ及ぶことへの安全保障上の懸念のなか、難民を戦闘力として、あるいは「人間の盾」として利用する軍事的戦略があった。「保護」した難民を第三国へ送り出したように、この方針は特に米国との協働のもと実施されたといえる。

安全保障の問題、軍事的戦略、第三国定住制度がセットになっているように、当時タイの政策担当者にとって、対外政策とは国家の安全保障とそのため政府間関係の調整にほかならなかった。外務省と国軍、警察が相互に協力しながら対外政策を立案したため、他の省庁や政治家、民間企業などが対外政策過程に介入する余地はなかった [c.f. 青木 2008 : 318]。インドシナ難民を受け入れたさいのタイの難民政策は、まず「緩衝材」として難民を配置し、次に受け入れ負担を軽減し、最終的な帰還を効率的に行うための「キャンプ化」を進めるという流れにある。

インドシナ難民問題が収束に向かおうとする頃、国境の西側には、すでに2万人近いビルマ難民が到着している。結論を先取りしていえば、難民を「緩衝材」として利用し、後に厳格に管理する「キャンプ化」を進めるという点では、ビルマ難民にも同じ方策がとられている。しかし、緩衝政策がとられる因果関係を対比させると、ビルマ難民に対しては、インドシナ難民とは異なる理由がある。次章では、タイがビルマ難民を「保護」する意図を、タイとビルマの二国間関係と安全保障の側面から考察する。

#### 4. ビルマ難民への対応

タイ内務省が国内での居住を認可しているビルマからの避難民は、移民法第17条に基づき、次の三つのグループにわけられている。それらは、1. タイに1976年3月9日以前に入国した者、2. 紛争から逃れてきたものでメーホンソーン、ターク、カンチャナブリに居住している者、3. 学生、反体制派活動家である [Risser 1996 : 18]。50年代から、タイ側にはビルマからの難民が越境してきたが、難民キャンプが設置されたのは、カレンキャンプが1984年、カレンニーキャンプが1989年、モンキャンプが1990年である [Lang 2002 : 81]。

タイのビルマ難民を収容するキャンプは、これまで何度も統廃合され、現在にいたる (図-1 参照)。2009年2月現在では、タイ側にカレンニー難民キャンプが2カ所、カレン難民キャンプが7カ所、ビルマ側にモン難民キャンプが3カ所、シャン難民の非公式キャンプが1カ所設置されている。2009年1月末の段階で難民数は、14万5千43人である [TBBC 2009] (表-1 参照)。難民生



表-1 2009年1月末現在の難民キャンプの人口 (TBBC [2009] をもとに筆者作成)

難民キャンプ名	人口(人)
シャン難民キャンプ ウィエンヘン	666
カレンニー難民キャンプ ナイソイ メースリン	19722 3925
カレン難民キャンプ メラウー メーラマルアン メーラ ウンピャンマイ ヌポ バーンドンヤン タムヒン	16155 16373 37000 14824 13883 4474 8260
モン難民キャンプ ハロッカニー チェダイ ベーレー タヴォイ	3613 556 3251 2341
合計	145043

表-2 1984~2008年のタイのキャンプ数と難民数の推移 (TBBC [2008] をもとに筆者作成)

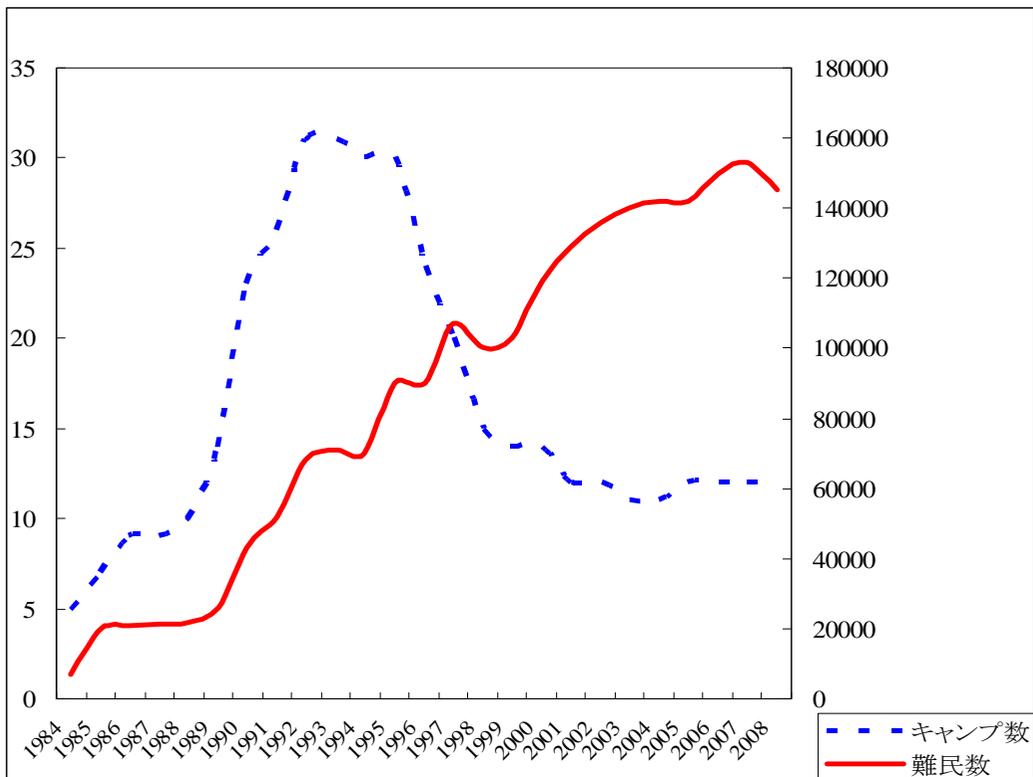


表-2 にみられるように、1984～2007 年頃まで、全体として難民数は増加傾向にある。一方、キャンプの数は 90 年代半ば以降、減少傾向にある。全体の傾向として、当初は難民数が増加するに依じてキャンプ数も増加したが、継続して増え続ける難民数に対して、次第にキャンプ数は減少傾向にあるといえる。キャンプ数の減少は、比較的小規模のキャンプが統合されていることを指す。このような変化は、その時代に依じたタイの難民政策、もしくはタイ、ビルマの二国間関係をあらわしている。

タイではプルーム政権以降、政権は短命で頻繁に変わってきたこともあり、ビルマへの姿勢は政権によって変わってくる。特に「インドシナを戦場から市場へ」と呼びかけたチャーチャーイ政権、東北タイを地盤とするチャワリット政権、北タイ出身のタクシン政権は、近隣諸国との経済関係を重視し、ビルマとは良好な関係を維持することに努めてきたといえる。しかし一方で、チュワン政権下では、その非妥協的な姿勢からビルマとの関係はこじれることになる。

タイとビルマの二国間関係と難民への対処を考察するため、以下では、便宜的に 1970 年代から 1988 年までを「初期」、1988 年から 2002 年頃までを「中期」、2002 年頃から現在を「後期」と時期を区分する。

1970 年代から 88 年までを「初期」とするのは、難民流出国であるビルマが、「ビルマ式社会主義」の名のもと独自の社会主義体制を目ざしたことに関連する。社会主義体制下のビルマでは、経済の停滞を招いた。経済停滞が助長させたタイとの密貿易は、反政府組織の財源となり武装運動を活性化させた一因である。一方ビルマ政府は、本格的

に諸民族のゲリラの掃討作戦を実施し、タイ側へ越境する難民数を増加させた。

77 年当時に難民数は推定 1 万 3 千人、88 年までに約 2 万人の難民が確認されており、その数は決して少なくはない [小泉 2005 : 199, TBBC 2008]。しかし、隣国ビルマとの外交上の関係を刺激しないように、国境の難民の存在は、優先度の低い (low-key) ものとされた [Lang 2002 : 91 - 92]。すなわち、ビルマ難民の受け入れを、安全保障上の問題としないことで、両国の良好な関係の維持に努めたのである [Sutter 1990]。時期を同じくしてタイはインドシナ難民を受け入れているが、インドシナ難民の受け入れが深刻な安全保障上の問題と認識されていたのとは対照的である。タイ政府のビルマ難民に対する姿勢は、反政府組織を支援しているとタイを非難するビルマ政府への配慮である。このように、「初期」には、ビルマ政府を刺激しないため難民問題を安全保障上の問題とせず、ビルマ難民に曖昧な態度をとっていた時期である。

1988 年から 2002 年頃までを「中期」とするのは、次の理由による。88 年ビルマ国内では「ビルマ式社会主義」政権が崩壊し、経済の自由化を推進する軍政期に入る。一方タイではチャーチャーイ政権期へと移行し、「インドシナを戦場から市場へ」という方針転換が図られた。このように「中期」には、全体として両国が経済を基盤とした対外関係を模索する時期として位置づけることができる。一方、難民については、難民数、キャンプ数ともにほぼ右肩上がりに増加する傾向にある。しかし 95 年ごろを境に、難民数は増加しているのに、キャンプ数は減少に転じる。それは、タイ政府の難民への積極的な関与により、難民数の増加

に応じてキャンプが統合されたからである [c.f. Ball and Mathieson 2007 : 174]。この背景については後述するが、「中期」は、「初期」の難民への曖昧な態度から、積極的な関与へと変動する時期である。それは、タイが難民を安全保障上の問題として深刻に捉え始めたことのあらわれでもある。本稿では、タクシン首相が本格的に手腕を発揮する 2002 年頃までを「中期」とする。

2002 年頃から現在までを「後期」とするのは、タクシン政権が、チュワン政権時代にこじれた対ビルマ関係を修復し、良好な関係を築くに至った時期だからである。この時期の難民状況に目を向けると、ビルマでの政治状況が変化する見通しが全くたたない硬直状態にある時期と言える。タイ側の難民数は増加するが、難民キャンプ数に大きな変化はない。新規難民が流入しても新たなキャンプの設置は認めず、難民を既存のキャンプに収容している。2005 年からは第三国定住が開始され、すでに 3 万人以上がタイを出国している。この点を考慮すれば、「後期」ではなく「末期」といえるかもしれない。ただしビルマ難民の場合、今後も難民数が増加することも十分考えられるため、ここでの「後期」という表現は、あくまで便宜的な表現という意味に留めておきたい。

### (1) 「初期」：1970 年代～1988 年

「初期」には、キャンプは国境地帯に点在していた (図-1 の×印)。それぞれのキャンプは、現在と比較すれば小規模で、スクオッター的なキャンプがほとんどであった。1984 年 2 月、9 千人のカレン難民のタイ側への越境をうけて、タイ内務省はインドシナ難民に対応した時と同様に、難民支援にあたる支援機関の連合体である CCSDPT

を設置した。1989 年には CCSDPT の下部組織として、カレン難民委員会、カレンニー難民委員会、モン民族救援委員会が組織された。各委員会は、難民によって組織され、国際 NGO との連絡やキャンプ運営に携わる。

当初からタイ政府の難民支援の方針として一貫しているのは、支援は人道的配慮にもとづいた最小限のものに限定し、地元定住を認めず、滞在の長期化を招く「快適さ」を難民に与えないことである。例えば住居は、いつでも取り壊しが可能な木造で、コンクリートをもちいた建物の建設は許可されていない。難民には自活が求められていた [c.f. Demusz 1998 : 237-239]。難民に自活を求める姿勢は、難民支援にタイ政府は積極的に関与しないという態度のあらわれでもある。

「初期」のキャンプの多くは、小川の近くに設置されていたので生活用水を確保することができたし、付近の森で建築資材や薪、食糧をまかなうことができた。また、難民は付近のタイ村落で不法に就労して現金収入を得ることができた (不法就労が現金収入となっている点は現在も同様である)。規模、立地条件、開放性といった条件が整っていたので、人々は比較的、自活した生活を送ることができた [Bowles 1998 : 12]。このようなキャンプの形態は、支援に依存するというよりも、ビルマの村落と同じような、伝統的な村落のようだった [Lang 2002 : 84]。タイ当局は、難民の就労や生業を禁止していたものの、難民のインフォーマルな活動は、かえってタイ当局の思惑、すなわち難民に自活を要求する点を実現させることにつながっていたともいえる。タイには難民と同じ民族が暮らしていたので、地元住民との軋轢というよりも、同情があったとも言われている。

タイ当局にとっての懸案事項は、難民を受け入れることと、ビルマとの外交関係のバランスをいかに保つかということであった。なぜなら難民の受け入れは、反ビルマ政府の武装ゲリラの「保護」をも示唆するからである。それでも、タイ政府が難民を「保護」してきたのは、人道的配慮の側面からだけではない。難民やゲリラに利用価値があったからである。それが国境の「緩衝材」としての難民やゲリラの役割である。

武装組織や難民を「緩衝材」として利用することは、「初期」のタイにとって、フォーマル、インフォーマルの両方のメリットがあった。まず、非共産勢力であるビルマの武装組織を、国境地帯に「かくまう」ことは、ビルマ共産党と、タイ共産党が相互に関係を構築するための障壁となった。武装組織のこの役割の一部は、アメリカ中央情報局(CIA)が支援していたとも言われている[Lang 2002 : 141]。難民やゲリラを「緩衝材」として利用することで、タイ当局には、共産勢力の脅威から守るという国防上のメリットがあった。一方、武装組織は、国境地帯にベースを置くことで、タイでの食糧、物資の調達や医療サービスを受けられるというメリットがあった。この方策は、武装組織の温床となるので、当然、ビルマ政府にとっては都合の悪いものであった。

ただし実社会の面では、タイの緩衝政策によって、ビルマが恩恵を受けていた側面もある。それが国境地帯での武装組織の活性化をもたらした闇貿易である。1987年までビルマでは「ビルマ式社会主義」による鎖国政策で経済は停滞し、慢性的なモノ不足にあった。国境を介した闇貿易では、タイ側からビルマ側へは生活物資が、ビルマ側からタイ側へはチーク材などが密輸出された。当時

のビルマでは、生活物資を補うため闇貿易を黙認せざるを得なかったのである[桐生 1979 : 127-148, 桐生・西澤 1996 : 80]。そして、両国を行き交う物品に課税することで、武装抵抗組織は運動の資金源を確保していた。このように、緩衝政策は、タイ、ビルマ、武装組織の三者の利益が一致したところで機能していたのである。

さて、インドシナ難民への対応との関連から見えてくるビルマ難民への対処の特徴は何か。まず武装勢力の位置づけは、タイから一方的に支援を受けていたクメール・ルージュとは対照的に、ビルマ側の組織は、闇貿易に関与し自律的に活動していた。また、厳格に管理されていたインドシナ難民とは対照的に、ビルマ難民には自活が求められていた。タイ政府はそれぞれの難民を同じように「緩衝材」として利用していたが、ビルマ難民の「保護」にかかる負担は、インドシナ難民よりもはるかに低かったと言えるだろう。

以上のような対照性がみられる一方で、二つのケースでは、ともに武装組織とつながりのある難民を安全保障上の「緩衝材」として利用した点で共通している。ただしその事情は微妙に異なる。インドシナ難民は、反ベトナムという明確な敵対心のもと、安全保障上の対策として「保護」された。ビルマ難民もまた、安全保障上の懸念材料ではあったが、タイはビルマとの外交関係を重視し、安全保障上の脅威とすることを回避していた。すなわち、タイ政府がビルマ難民を積極的に「保護」することにより、ビルマ政府を刺激し、ビルマ政府が「潜在的な敵」から「明確な敵」に転じ得ることが危惧される。インドシナ難民が明確な安全保障対策として「保護」されたのとは異なり、ビ

ルマ難民は安全保障上の脅威となることを回避する形で「保護」された。

しかし、「ビルマ式社会主義」が崩壊し軍政期を迎え、タイでチャーチャーイ政権が台頭すると、両国にとって国境地帯の難民の位置づけは、変化の時を迎えることになる。

## (2) 「中期」：1988年～2002年頃

カンボジア内戦が収束に向かうと、国境地帯の安全保障の重要性は相対的に下がってきた。1988年に政権の座についたタイのチャーチャーイ首相は、国境地帯を「戦場から市場へ」移行させる方針を打ち出した。これ以降、タイの対ビルマ外交もまた国家間の取引をベースとしたビジネス志向のものとなる [Pavin 2005 : 66-68]。

88年に発足したビルマ軍政（国家法秩序回復評議会）と、最初に友好関係を結んだのがタイである。同年12月、タイのチャワリット将軍はラングーンを訪問し、タイ木材業者のビルマでの伐採権確約に成功している [Lang 2002 : 143]。当時、タイ国内では森林伐採による洪水が深刻な問題となっていたため、全国レベルで木材伐採が禁止されていた。このためタイでは不足する国内の木材需要をいかに補うかが大きな課題であった [Risser 1996 : 37-39]。チーク材をはじめとした大きな可能性を秘めているビルマの天然資源から得られる利益から、このような方策は「資源外交」とも呼ばれている。資源外交の方針は、ビルマ政府の許可のもと伐採するタイの木材業者とゲリラ組織による「チーク戦争」を引き起こすことにもなった [Lang 2002 : 145]。

ビルマ側の視点からタイとの経済関係の強化についてみてみよう。1988年の反政府運動は、ビル

マ政府に経済問題の重要性を認識させた。政府はこれまでの鎖国政策から、外国貿易の奨励、海外直接投資の受け入れ、観光業の振興などを軸とした自由化政策へと方針を転換せざるを得なかった。ビルマ政府は、闇貿易を国境貿易として公認した。これには、ドルが不足がちなビルマにとっては現地通貨で決済できる利点があるし、反政府武装組織の資金源を絶つメリットもあったからである [田辺 1996 : 110]。実際に89年の時点で、カレン民族同盟が密輸入から徴収していた通行料は、7.5%減少したと言われている [Risser 1996 : 45]。闇貿易から国境貿易への移行は、武装組織の資金源を断つことになり、結果、多くの武装組織が政府と停戦に至った。

ビルマ政府と武装組織の停戦合意の多くは、「見返り」として、停戦組織に木材や鉱物、宝石の採掘、その他ビジネスの利権の配分が受けられることにも動機づけられている。ビルマでは停戦合意の結果、地域に一時的な平和と安定がもたらされた。一方でそれは、ビルマ軍の当該地域への介入を容易にし、住民への迫害を助長させることになった。停戦は、「消極的平和」にすぎないのである。特に一部の指導者が先導する停戦合意は、汚職と犯罪を助長させ、鬱積した不満を増大させるとともに二次的な競合者を生み出し、新たな暴力の連鎖を生むことになる。ビルマ政府と取引をし、ビルマ軍のプレゼンスが拡大することは、武装組織間での不信感を煽り、結果的に民族内部を分裂させる「分割侵略 (divide and conquer)」戦略を容易にする [Sherman 2003]。経済の自由化が間接的にもたらした停戦は、かえって地域の不安定化を招き、越境する難民と国内避難民数を増加させた。

このように両国の経済関係の強化は、間接的に難民の増加を引き起こした。両国は、88年以降、アジアハイウェイ構想を想定したメーソット周辺の経済地区の開発、ビルマでの天然ガス開発事業など巨大事業で手を携えている。天然ガスによる外貨収入はすべて国庫にはいるので、天然ガスの売却はビルマの外貨不足を一気に解消することになった。天然ガスによるビルマの収入は、2006年6月時点で9億3890万ドルである〔工藤 2008 : 13〕。ビルマのタイへの輸出総額のうち天然ガスの輸出額は98%を占めている〔国際金融情報センター 2005 : 5〕。このように両国は互いに利益のある関係を築いていった。

しかし、時に「中期」の両政府の対応は、二国間関係に亀裂を生じさせてもいた。それが、タイのチュワン政権（1992～95年、1997～2001年）のビルマ政府に対する非妥協的な姿勢であり、他方、ビルマ軍の反政府ゲリラ勢力の掃討を目的とした越境攻撃によるタイ領内への侵犯である。

チュワン政権（1期）の下では、1993年2月18日、歴代ノーベル平和賞受賞者に呼びかけ、アウンサンスーチー解放キャンペーンがバンコクで開催され、ビルマ政府に対し、民主化を要求する姿勢をとった〔石田 2008 : 207〕。2期目の施政方針演説では、「建設的関与政策は継続するものの、もっとも大事なのは、われわれはビルマがより門戸を開くことだ」とも述べている。チュワン政権は、ASEAN諸国のビルマに対する内政不干渉原則を見直し、民主化を強く求めたため、ビルマとの関係が不安定になった。

国軍と足並みを揃えた同政権は、ビルマから流入する薬物や不法労働者は安全保障上の脅威となるとの認識を示し、薬物排除と不法労働者の強制

送還にもりだす〔青木 2008 : 323-327〕。同政権下では、外務省と安全保障関連の部門が近隣諸国の対外政策面で協働していた〔Kusuma 2001 : 193〕。特に薬物問題については、ビルマ政府と協力関係にあるワ州連合軍が国境地帯の麻薬取引の黒幕だとするタイ政府と、それを否定するビルマ政府の間で、常に緊張関係にあった。この緊張関係は、後のタクシン政権時まで続くことになる。

両国の関係悪化は、タイ政権の姿勢によるものだけではない。武装ゲリラ掃討を目指すビルマ政府は、90年代半ばからタイ側の難民キャンプの攻撃にでる。これまでタイ政府は、ビルマとの外交関係を重視し、ビルマ難民を安全保障上の問題とすることを回避する対応をとってきた。しかし他方で、ビルマ難民を「保護」することによる緩衝政策は、「ビルマでの反政府組織を支援している」というビルマ政府の反感を招いてもいた<sup>5)</sup>。越境攻撃は、難民問題を安全保障上の問題に引き上げ、これまでの緩衝政策の見直しを迫るのに十分であった。実際、内務省地方行政局の「1998～2007年の10年計画」では、難民問題は最優先課題と認識されていた。同計画では難民の流入を妨害し難民を追い返すこと、もしくは難民キャンプで管理することが明記されている〔Ball and Mathieson 2007 : 163〕。

1988～1995年までの難民増加は、ビルマ政府が武装組織と停戦合意を交わすなか、武装運動を継続するカレンニー民族進歩党やカレン民族同盟が国境地帯に構える軍事拠点相次いで陥落したこととも関連している。カレンニー民族進歩党の軍事拠点のウェブロンは89年に陥落し、カレン民族同盟の軍事拠点であるマネブローは94年に陥落した。資金源を絶たれ弱体化する武装組織に対

して優勢にでるビルマ軍の軍事活動が、難民増加をもたらした一つの要因である。

タイ政府は、難民数が増加傾向にあるなか、難民キャンプの統廃合に踏み切る。これにより国境地帯のキャンプ数は減少したものの、各難民キャンプの人口と規模は拡大した [Bowles 1998 : 13-14]。「初期」には、できるだけ難民に自活を求めてきたが、キャンプの巨大化にともない多くの国際 NGO がタイ政府の認可のもと支援活動にあたるようになった。国際 NGO に難民支援を委ねるのは、増加する難民を受け入れる負担が、タイ政府にとって大きなものとなったことを意味している。キャンプの統廃合は、越境攻撃による安全保障上の懸念から、タイ当局の難民の管理をより容易にするための措置でもある。

つまり「中期」には、タイ政府は難民に対して、これまでの「放任」から関与へと徐々に態度を変えるようになったと言える。ビルマ政府は難民の送還について非協力的で、難民の帰還の可能性は極めて低かった。このため 98 年に、タイは国連難民高等弁務官事務所に支援を委託した。国連への委託はタイ独自の難民送還の裁量を制限することになり、難民キャンプの長期化を助長することになった [Kusuma 2001 : 200]。

以上の点を踏まえて、「中期」の特徴をまとめよう。「中期」は、タイの「建設的関与」という姿勢にあらわれているように、全体としては経済提携に基づいたビルマとの友好的な外交を開始した。一方ビルマでは、停戦を通じた社会の不安定化、ビルマ軍の活発な軍事活動のためタイ側への難民数が増加した。チュワン政権の非妥協的な姿勢は外交関係を悪化させ、さらにビルマ軍の越境攻撃は、これまでの緩衝政策を国防の側面から見直

しを迫らせることになった。難民問題は、次第に安全保障問題と認識されるようになり、増加する難民を点在させておくのではなく、まとめて管理する「キャンプ化」へと方策へと変化した。このように、「中期」は対ビルマ外交と安全保障問題とのバランスをいかにとるかが争点となる時期である。

タイ政府の難民への対処の変遷は、ビルマとの経済関係の強化を図る一方で、ビルマ軍がゲリラ掃討の名のもとタイ領内へ侵入し、安全保障問題を刺激することへの反応である。換言すれば、国家間の友好関係が構築される一方で、ビルマ国内の不安定な内政は、隣国タイへの難民の増加という「人間の非安全保障 (human insecurity)」を招いた。またチュワン政権期には難民や不法滞在者の追い返しを実施し、国家の安全保障を優先する態度がとられた。

二国間の友好関係は、経済協力をベースとしたものである。ビルマ政府の経済運営は「体制維持を第一義的目的とする『経済音痴』の軍人による経済運営 [藤田 2005 : 7]」と言われるように、決して優秀なものではない。「中期」にみられるビルマとの経済を基盤とした良好な外交関係と、安全保障問題の矛盾を、うまく「解決」の方向へ導こうとしたのが、タクシン政権である。

### (3) 「後期」：2002 年頃～現在

チュワン政権期の両国の緊張関係は、2001 年 2 月ビルマ軍のタイ領内への侵入をうけて、両軍が衝突する事態へと悪化する。タイ政府はビルマ政府首脳とつながりの強いチャワリット国防相を中心に外交交渉により事態の收拾を図る。

しかし、タクシン政権へ移行した翌 2002 年 5 月 20 日、再びタイ軍が、ビルマ軍と協力関係にあるワ州連合軍と、チェンマイ県の国境付近で交戦すると、両国の緊張関係はピークに達する。翌日にビルマ政府はタイ国境を閉鎖し、22 日にビルマ政府は民間の出版社に対し、タイ関係の広告、記事の発行禁止を命令した。6 月になってビルマ政府は、タイ政府が武装勢力を支援していると批判し、タイ国境の閉鎖、政府代表団の訪問拒否、国営紙での反タイ宣伝を行うほどであった<sup>6)</sup>。

このような事態をうけて、タクシン首相は 2002 年 8 月、国軍の抑制を図った。国軍の定例人事を介して、それまでの陸軍司令官スラユットを最高司令官に移し、代わりに政府と方針を共有するソムタット大将を新陸軍の司令官のポストに据えた。これにより、国軍に対する政府の優位を確保することに成功し、国境地帯の衝突は収束に向かう。またタクシン首相は、ビルマ首脳陣と太いパイプをもつチャワリット国防相の人脈をいかして、ビルマ政府首脳部に働きかけ外交による解決を図った [青木 2008 : 334-335]。このようにタクシン政権下では、政府と足並みを揃える人物を陸軍司令官に任命し国軍を押さえ込むことで、国境地帯の安全保障問題を改善し、軍政首脳部への外交的な働きかけにより、国家間関係の安定化を図ることに成功した。

タクシン首相は、アメリカのビルマに対する経済制裁は、ビルマ経済を悪化させるだけで、民主化への時間的猶予を与えるべきとし、ビルマ政府への一定の理解を示す。同首相は、ビルマの民政移管に向けて、アウンサンスーチーの解放、軍政、国民民主連盟 (NLD) と諸民族勢力との三者対話、ASEAN、米国、中国、EU など第三者の支援と、

新憲法制定を含む民主化へむけた行程表をビルマ側に提案した。これを受けて、ビルマ政府は民主化へ向けた独自の行程表を提示した [石田 2008 : 222-223]。

また二国間関係の悪化を招く大きな要因の一つである武装組織にも働きかけを開始する。2004 年に開かれたビルマ政府と最大の反政府組織であるカレン民族同盟 (KNU) の停戦を前提とした「紳士協定」も、タイ政府の仲介のもとビルマの首都ヤンゴンで結ばれた (紳士協定はその後実質的に破棄された)。タクシン首相が失脚した現在も、国境地帯から武装組織を排除しようとする動きに変化はない。2009 年 4 月現在、ビルマ政府と KNU の停戦交渉が開始されようとしており、話し合いはビルマ政府の要望を受けたタイのカシット外相の仲介のもと進行しつつある<sup>7)</sup>。話し合いで KNU は、タイ当局から部隊の撤収を求められている。それは、KNU の管理下にあるタニンダーリ管区では深海港、石炭工場の建設が予定されており、タイとの経済交流拡大に KNU の存在が障害となっているからである。

このような変化をむかえた「後期」では、難民キャンプ数に大きな変化はないが、難民数は依然として増加傾向にある。難民数の増加は、ビルマの政治、経済、社会状況が膠着もしくは悪化し、さらに多くの人の生活苦を招いていること指す。難民数の増加はタイの負担増と、二国間の開発事業の阻害要因となる。このため、「後期」に入ってからタイは、膠着した難民問題の解決策を模索しはじめる。その一つが、難民の追い返しと帰還の推進である。

タクシン政権は、ビルマの反政府組織の活動家や政治組織の弾圧に乗り出した。この結果、都市

部やキャンプ外で暮らす活動家や政治組織の事務所はたびたび閉鎖、移転を余儀なくされ、不法滞在者は都市部からキャンプへ、またはビルマへ送還されている [c.f. Human Rights Watch 2004]。一方で同政権は、2004 年大規模な出稼ぎ労働者の登録を奨励し、不法就労者を合法化することにも乗り出している。外国人労働者を抜きにしては、もはや経済は立ちゆかないからである。2004 年の全登録者 1269074 人のうち約 71%にあたる 905881 人がビルマ人の外国人労働者であった[玉田 2006:208-211]。つまりタクシン政権下では、違反者を摘発し新規流入を厳しく取り締まりつつ、経済の底辺を支える外国人労働者を積極的に取り込んでいった時期である。

また 2004 年にビルマ政府とカレン民族同盟 (KNU) が「紳士協定」を結んでいた頃、国連難民高等弁務官事務所と NGO のワーキンググループ等の間で、難民を送還するための対応計画が、“contingency plan”として練られていた。ただし、送還の条件として、あくまでビルマ政府との交渉、反政府組織とビルマ政府の停戦交渉が挙げられていた。2004 年当時、協議されていた難民の送還計画には、次のような項目が含まれている。それらは、帰還後の保健医療と教育、食糧確保と通信手段について、地雷のリスクをいかに回避するか、土地権、市民権の問題解決方法、HIV 患者への対応などである。また、キャンプの立地条件に沿ったタイでの出国ポイントとビルマでの一時収容所の場所についても確認された。この計画では、カレン、カレンニー、シャン、モン、ビルマ、それぞれの民族に応じて、健康、教育、食糧など分野ごとにどの NGO が対応するのかが割り振られ、すでにビルマへの送還が実施されたモン難民

とロヒンギャー難民についてのアセスメントを踏まえた準備が進められていた。

しかしこの計画は、2004 年 10 月、ビルマ政府側のカウンターパートであったキンニユン首相が更迭されると、頓挫してしまった。キンニユン首相は、多くの武装組織と停戦合意を実現させてきた人物で、国際的には軍政のなかでも穏健派とされていた。その後、2004 年 12 月から 2005 年 2 月にかけて、タイ政府と国連難民高等弁務官事務所は、合同で国境のすべてのキャンプの全難民の再登録作業を行い、2005 年から第三国定住に踏み切った<sup>8)</sup>。このように、現在、導入されている第三国定住政策は、送還計画が頓挫した末の最後のオプションだったといえる。

## 5. おわりに

本稿では、タイの対ビルマ外交と国家の安全保障の観点から、タイ国内のビルマ難民政策の変遷について論じてきた。本稿は広義の「難民」のなかでも、「保護」の対象となるキャンプ難民に焦点を絞ることで、国家の難民政策について検討した。

1975 年以降、タイでは、共産圏から流入するインドシナ難民が安全保障上の問題とされた。インドシナ難民を「保護」した背景には、安全保障問題への対策として、また難民を「人間の盾」あるいは戦闘員として利用する軍事的な目論見があった。この双方を遂行するため、難民を「緩衝材」として国境地帯に「保護」したのが、タイのインドシナ難民政策の中核である。

時期を同じくしてタイに到着したビルマ難民もまた安全保障上の「緩衝材」として利用された。ただし、対ビルマ外交への配慮から、インドシナ

難民のような表立った安全保障問題とはされず、タイ政府は難民に自活を求める「放任」の姿勢をとっていた。「初期」には、難民を「保護」することと、ビルマとの外交関係のバランスの保持が求められていた。難民の「保護」は、反ビルマ政府の武装組織の「保護」をも示唆するからである。

1988年から2002年頃までの「中期」は、両国が経済提携を基盤とした関係を構築する時期である。その一方で、タイ国軍と足並みを揃えるチュワン政権は、ビルマに対し民主化を求める非妥協的な態度をとり、薬物排除や不法労働者の送還を巡ってビルマ政府との関係が悪化する。他方、ビルマ政府もゲリラ掃討の名目でタイ側へ越境攻撃をしかけた。この時期から難民問題は、安全保障問題として認識されるようになった。難民キャンプは統合され、多くの国際支援機関に活動の認可を与えるなど、タイ政府は、難民に対しこれまでの「放任」から関与へと態度を変えた。このように「中期」は、対ビルマ外交と難民問題から派生する安全保障問題のジレンマを抱える時期である。

2002年頃から現在までの「後期」は、親ビルマ路線をとるタクシン首相の手腕により、ビルマとの関係が好転する。タクシン首相は、チャワリットのコネクションを利用しながら外交によりビルマ政府首脳との関係を回復するとともに、タイ国軍の押さえ込みにも成功した。また外国人労働者の登録を奨励し、ビルマの反政府組織にも停戦を働きかけることで対内的、対外的な経済基盤の確立を目指した。タクシン政権下では、難民の帰還事業を計画するなど、難民問題の解決方法が模索された。しかし、帰還の目処は立たず、最後のオプションである第三国定住制度の導入に踏み切った。

タイの難民政策の方針は、その時々国際社会の状況と二国間関係によって揺れ動いている。難民の存在は、規模が大きければ大きいほど、流出国と受入国の双方にとって頭の痛い問題となる。難民問題が次第にビルマとの外交関係を悪化させることをうけて、受入国であるタイは、ビルマとの政府間協調の実現を図る。しかし両国の友好関係という側面から難民への対処を見た場合、それは必ずしも難民の状況改善をもたらしてはいない。二国間関係や国家の安全保障を手がかりに「上」から難民政策を分析すると、国家の政策に翻弄される難民像しか浮かび上がってこない。

したがって、現在進行中の難民問題について「国家の安全保障」のアンチテーゼとして「人間の安全保障」を謳ったところで、それは幻想でしかない。難民に関する「人間の安全保障」の実現可能性があるならば、本稿の次のステップとして、まずは「下」からみた難民政策、すなわち難民自身の視点から、人々がいかに国家の政策に現場レベルで応対してきたのかを明らかにする必要があるだろう。

2010年には、ビルマで総選挙が予定されている。この選挙を経てビルマ政府が「民主化」を宣言したさい、タイ政府は難民政策をどのように転換するのだろうか。そして、人々はそれをどのように受け取るのだろうか。

#### 【注】

<sup>1)</sup>難民条約による難民の定義とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するために、(1) 国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそ

のような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及び、(2) 常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者である [国連難民高等弁務官事務所 2001 : 23]。② ただし、誰が難民キャンプに入り誰が入らないのかは難しい問題である。例えばカレンでもキャンプに入る者とそうではない者がいる。キャンプに入るか否かの分かれ道は、総じて「偶然」としか言いようのない部分もある。それは、当事者が居住していた地域とキャンプの位置関係（アクセスの問題）、武装組織の案内のもとキャンプにたどり着いた人もいるので、越境した当時のビルマ軍の軍事活動地域がどこであったかなどの背景に左右され得るからである。また教育や食糧などを求めて自発的にキャンプに入るケースもあるので、個人的な動機にもよるだろう。また一時的にキャンプに滞在し故郷に帰るケースや、キャンプで暮らす間にタイの山地民登録を得て、タイ社会に流出することもある。誰がキャンプに居て、誰が居ないのかは、当事者が取り得る選択肢やチャンスの多寡にもよる。③ タイの移民労働者への対応も、移民法（1979年）と外国人雇用法（1979年）に基づいている。移民労働者は、一時的なもので数年後には状況は変化するとの観点から、移民労働者の雇用に関する法的枠組みは、その都度閣議決定により決定される [Supang 2007 : 1-2]。④ このような「国防政策」は、避難民に限らず山地民政策や、1960年代の国民党軍への対応にもみられる [片岡 2004]。

## 【引用文献】

- 阿部浩己 1998. 『人権の国際化—国際人権法の挑戦』現代人文社。
- 青木まき 2008. 「タクシン政権の対外政策—政権主導によるタイの中進国化」玉田芳史・船津鶴代（編）『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』アジア経済研究所、pp.315-349。
- Ball, Desmond. 2004. *Boys in Black The Thahan Phran (Rangers), Thailand's Para-military Border Guards*. White Lotus.
- Ball, Desmond and Mathieson, David Scott. 2007. *Militia Redux Or Sor and the Revival of Paramilitarism in Thailand*. White Lotus.
- Bowles, Edith. 1998. From Village to Camp: Refugee Camp Life in Transition on the Thailand-Burma Border. *Forced Migration Review* (2): 11-14.
- Demusz, Kerry. 1998. From Relief to Development: Negotiating the Continuum on the Thai-Burmese Border. *Journal of Refugee Studies* 11(3): 231-244.
- 藤田幸一 2005. 「ミャンマーにおける市場経済化と経済発展構造」藤田幸一（編）『ミャンマー移行経済の変容』アジア経済研究所、pp.3-23。

⑤ 例えば 2001 年に、ビルマ軍情報部副部長のチョーウィン准将は、タイ政府が「緩衝地帯」維持政策を継続する限り、国境地帯の緊張緩和は難しいと述べ、タイ政府はシャン州軍を支援していると批判している（「国境の緊張緩和は依然不透明」週刊 Burma Today 2001 年 10 号、<<http://www.burmainfo.org/bt/>>よりアクセス。2009 年 5 月 6 日現在はリンク切れ。なおこの記事の原文は AFP 通信の報道によるものである）。

⑥ 「軍政、タイ関係の広告・記事を禁止」週刊 Burma Today 2002 年第 12 号、<<http://www.burmainfo.org/bt/12-02.html>>、および「ビルマ軍とワ人勢力、シャン州軍に大規模な反撃」週刊 Burma Today 2002 年第 13 号、<<http://www.burmainfo.org/bt/13-02.html>>、最終アクセス日：2009 年 5 月 6 日。

⑦ 「The Junta Woos the KNU' *Irrawaddy* (Thursday, April 9, 2009) <[http://www.irrawaddy.org/article.php?art\\_id=15461](http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=15461)> 最終アクセス日 2009 年 5 月 2 日。

⑧ 2004~2005 年の再登録をうけた者のみが、第三国定住を申請することができる。登録者以外の新規難民などは、PAB (Provincial Administration Board) として登録されている。それは、キャンプ人口の流動性が高く、その都度、避難民登録ができないことへの対処でもある。また、第三国定住が新規難民の呼び水となることを防ぐ意味合いもあると考えられる。

- Human Rights Watch. 2004. Out of Sight, Out of Mind: Thai Policy toward Burmese Refugees. <<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/thailand0204.pdf>>、最終アクセス日 2009年6月7日。
- 石田正美 2008. 「ASEAN・ミャンマー関係—相互依存から膠着へ—」工藤年博（編）『ミャンマー経済の実像—なぜ軍政は生き残れたのか—』アジア経済研究所、pp.201-232.
- 片岡樹 2004. 「領域国家形成の表と裏——冷戦期タイにおける中国国民党軍と山地民——」『東南アジア研究』42（2）：188-207.
- 桐生稔 1979. 『ビルマ式社会主義 自立発展へのひとつの実験』教育社.
- 桐生稔・西澤信善 1996. 『ミャンマー経済入門—開放市場への胎動』日本評論社.
- 小泉康一 2005. 『国際強制移動の政治社会学』勁草書房.
- 国際金融情報センター 2005. 「ミャンマーの国境貿易：国際的な闇金システムの実態」トピックスレポート：ミャンマー（シンガポール事務所作成）財団法人国際金融情報センター  
<<http://www.jcif.or.jp/samplerreport/08050052005001.pdf>>、最終アクセス日 2009年6月7日.
- 国連開発計画 1994. 『人間開発報告書 1994』古今書院.
- 国連難民高等弁務官事務所 2001. 『世界難民白書 2000—人道行動の50年史』時事通信社.
- 工藤年博 2008. 「軍政下のミャンマー経済—停滞と「持続」のメカニズム—」工藤年博（編）『ミャンマー—経済の実像—なぜ軍政は生き残れたのか—』アジア経済研究所、pp.3-24.
- Kusuma Snitwongse 2001. Thai Foreign Policy in the Global Age: Principle or Profit?. *Contemporary Southeast Asia* 23(2): 189-212.
- Lang, Hazel J 2002. *Fear and Sanctuary: Burmese Refugees in Thailand*, Cornell Southeast Asia Program Publications.
- Long, Lynellyn D 1993. *Ban Vinai: The Refugee Camp*. Columbia University Press.
- Pavin Chachavalpongpun 2005. *A Plastic Nation: The Curse of Thainess in Thai-Burmese Relations*. University Press of America.
- Risser, Gray John 1996. Thai Policy Towards the Burmese Displaced Persons 1988-1993. Master Thesis. Department of Thai Studies Graduate School Chulalongkorn University.
- Sherman, Jake 2003. Burma: Lessons from the Cease-Fires. Karen B and Jake S (eds.), *The Political Economy of Armed Conflict: Beyond Greed and Grievance*. Lynne Rienner Publishers, pp.225-255.
- Suhrke, Astri 2003. Human Security and the Protection of Refugees, in Newman, Edward and Joanne van Selm (eds.), *Refugees and Forced Displacement: International Security, Human Vulnerability, and the State*, United Nations University Press, pp.93-108.
- Supang Chantavanich 2007. Thailand Policies towards Migrant Workers from Myanmar. Paper presented at the APMRN Conference at Fujian Normal University. Fuzhou. 26-28 May 2007.
- Sutter, Valerie O' Connor 1990. *The Indochinese Refugee Dilemma*, Louisiana State University Press.
- 玉田芳史 2006. 「タイにおける外国人の政治的権利」河原祐馬・植村和秀（編）『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂、pp.190-221.
- 田辺寿夫 1996. 『ビルマ——「発展」のなかの人びと』岩波書店.
- Thailand Burma Border Consortium (TBBC) 2008. TBBC Programme Reports. Jan-Jun 2008. Thailand Burma Border Consortium.

—— 2009. Burmese border refugee sites with population figures: January 2009.

Vitit Muntarbhorn 1982. Displaced Persons in Thailand: Legal and National Policy Issues in Perspective. *Chulalongkorn Law Review* (1): 5-19.